

「各種事務事業の取扱い」(その4)

22 下水道分科会

ページ	事務事業 コード	各種事務事業	分類	調整方針案
84	010104	下水道使用料 (農業集落排水事業を含む)	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとし、それに続く3年から5年を目途に統一する。
85	010109	下水道受益者負担金の額	現行どおり	現行どおりとする。
86	010110-1	下水道受益者負担金の規定	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、既賦課決定した分については現行どおりとする。
87	010115-1	処理区域外の下水排除制度(工事負担金) (農業集落排水事業を含む)	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
88	010115-2	処理区域外の下水排除制度(公共汚水ます) (農業集落排水事業を含む)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、小国町の公費負担については、当分の間現行どおりとする。
89	010112	水洗便所設備改造等工事資金融資制度 (農業集落排水事業を含む)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
90	010113	利子補給制度 (農業集落排水事業を含む)	合併時に廃止	廃止する。ただし、既利子補給者については、現行の条件のままとする。なお、廃止後は、水洗便所設備改造等工事資金融資制度で対応する。

印は、長岡地域任意合併協議会で協議された事務事業。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業																																																																																																	
2 2 下水道	0 1 公共下水道管理	0 1 公共下水道管理	0 4	下水道使用料 (農業集落排水事業を含む)																																																																																																
長岡市	中之島町	越路町																																																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">1 一般汚水</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">汚水排出量</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>8m³まで</td> <td>656円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10m³まで</td> <td>82円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>40m³まで</td> <td>126円</td> </tr> <tr> <td>(1m³につき)</td> <td>100m³まで</td> <td>148円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500m³まで</td> <td>169円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500m³超</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m³) 2,710円 </td> </tr> <tr> <th colspan="3">2 一時使用汚水分</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">297円 / m³</td> </tr> </table>	1 一般汚水				汚水排出量	使用料	基本料金	8m ³ まで	656円		10m ³ まで	82円	超過料金	40m ³ まで	126円	(1m ³ につき)	100m ³ まで	148円		500m ³ まで	169円		500m ³ 超	190円	・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m ³) 2,710円			2 一時使用汚水分				297円 / m ³		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">1 一般汚水</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">汚水排出量</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>10m³まで</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500m³まで</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>500m³超</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>(1m³につき)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m³) 4,500円 </td> </tr> <tr> <th colspan="3">2 一時使用汚水分</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">一般汚水と同じ</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">農業集落排水事業はなし。</td> </tr> </table>	1 一般汚水				汚水排出量	使用料	基本料金	10m ³ まで	1,800円		500m ³ まで	180円	超過料金	500m ³ 超	200円	(1m ³ につき)						・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m ³) 4,500円			2 一時使用汚水分				一般汚水と同じ		農業集落排水事業はなし。			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">1 一般汚水</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">汚水排出量</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>10m³まで</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40m³まで</td> <td>155円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>100m³まで</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>(1m³につき)</td> <td>500m³まで</td> <td>145円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500m³超</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m³) 3,925円 </td> </tr> <tr> <th colspan="3">2 一時使用汚水分</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">一般汚水と同じ</td> </tr> </table>	1 一般汚水				汚水排出量	使用料	基本料金	10m ³ まで	1,600円		40m ³ まで	155円	超過料金	100m ³ まで	150円	(1m ³ につき)	500m ³ まで	145円		500m ³ 超	140円	・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m ³) 3,925円			2 一時使用汚水分				一般汚水と同じ			
1 一般汚水																																																																																																				
	汚水排出量	使用料																																																																																																		
基本料金	8m ³ まで	656円																																																																																																		
	10m ³ まで	82円																																																																																																		
超過料金	40m ³ まで	126円																																																																																																		
(1m ³ につき)	100m ³ まで	148円																																																																																																		
	500m ³ まで	169円																																																																																																		
	500m ³ 超	190円																																																																																																		
・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m ³) 2,710円																																																																																																				
2 一時使用汚水分																																																																																																				
	297円 / m ³																																																																																																			
1 一般汚水																																																																																																				
	汚水排出量	使用料																																																																																																		
基本料金	10m ³ まで	1,800円																																																																																																		
	500m ³ まで	180円																																																																																																		
超過料金	500m ³ 超	200円																																																																																																		
(1m ³ につき)																																																																																																				
・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m ³) 4,500円																																																																																																				
2 一時使用汚水分																																																																																																				
	一般汚水と同じ																																																																																																			
農業集落排水事業はなし。																																																																																																				
1 一般汚水																																																																																																				
	汚水排出量	使用料																																																																																																		
基本料金	10m ³ まで	1,600円																																																																																																		
	40m ³ まで	155円																																																																																																		
超過料金	100m ³ まで	150円																																																																																																		
(1m ³ につき)	500m ³ まで	145円																																																																																																		
	500m ³ 超	140円																																																																																																		
・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m ³) 3,925円																																																																																																				
2 一時使用汚水分																																																																																																				
	一般汚水と同じ																																																																																																			
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案																																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">1 一般汚水</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">汚水排出量</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>10m³まで</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>1m³につき</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m³) 4,500円 </td> </tr> <tr> <th colspan="3">2 一時使用汚水分</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">農業集落排水事業はなし。</td> </tr> </table>	1 一般汚水				汚水排出量	使用料	基本料金	10m ³ まで	1,800円	超過料金	1m ³ につき	180円	・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m ³) 4,500円			2 一時使用汚水分				なし		農業集落排水事業はなし。			なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">1 一般汚水</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">汚水排出量</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>8m³まで</td> <td>1,650円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9m³から</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1m³につき)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m³) 3,010円 </td> </tr> <tr> <th colspan="3">2 一時使用汚水分</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">一般汚水と同じ</td> </tr> </table>	1 一般汚水				汚水排出量	使用料	基本料金	8m ³ まで	1,650円		9m ³ から	80円	超過料金			(1m ³ につき)						・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m ³) 3,010円			2 一時使用汚水分				一般汚水と同じ		基本料金、超過料金の単価設定及び水量区分等の料金体系が異なる。	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとし、それに続く3年から5年を目途に統一する。																																										
1 一般汚水																																																																																																				
	汚水排出量	使用料																																																																																																		
基本料金	10m ³ まで	1,800円																																																																																																		
超過料金	1m ³ につき	180円																																																																																																		
・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m ³) 4,500円																																																																																																				
2 一時使用汚水分																																																																																																				
	なし																																																																																																			
農業集落排水事業はなし。																																																																																																				
1 一般汚水																																																																																																				
	汚水排出量	使用料																																																																																																		
基本料金	8m ³ まで	1,650円																																																																																																		
	9m ³ から	80円																																																																																																		
超過料金																																																																																																				
(1m ³ につき)																																																																																																				
・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m ³) 3,010円																																																																																																				
2 一時使用汚水分																																																																																																				
	一般汚水と同じ																																																																																																			

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
2 2 下水道	0 1 公共下水道	0 1 公共下水道管理	0 9	下水道受益者負担金の額
長岡市	中之島町	越路町		
市街化区域 368円/m ² 市街化調整区域 737円/m ²	住宅等 220,000円/戸 排水人口50人以上の事業所等 延床面積300㎡以上の旅館業等 330,000円/戸	市街化区域 783円/m ² (661m ² 上限) 市街化区域外 275,000円/戸		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
市街化区域 700円/m ² 市街化調整区域 700円/m ²		建物延床面積500m ² 以下 12万円 その他 18万円		現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
2 2 下水道	0 1 公共下水道	0 1 公共下水道管理	1 0 - 1	下水道受益者負担金の規定
長岡市	中之島町	越路町		
1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 3年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 $\text{期別納付額} \times 0.5 / 100 \times \text{前納月数}$	1 対象者 賦課対象区域にある建物等の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 なし	1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 (1) 期別負担金額 $\times 1 / 150 \times \text{前納月数}$ (2) 一括納入の場合は納入金額の2%を(1)に加算		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 (1) 期別負担金額 $\times 1 / 150 \times \text{前納月数}$ (2) 一括納入の場合は納入金額の2%を(1)に加算	なし	1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 2年目分: 6% 3年目分: 12% 4年目分: 18% 5年目分: 24%		長岡市の制度に統一する。ただし、既賦課決定した分については現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成15年 4月10日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
2.2 下水道	0.1 公共下水道管理	0.1 公共下水道管理	1.5 - 1	処理区域外の下水排除制度〔工事負担金〕(農業集落排水事業を含む)
長岡市	中之島町	越路町	課	題
市街化区域 368円/m ² 市街化調整区域 737円/m ² (下水道受益者負担金相当額) 農業集落排水事業については、737円/m ² のみ)	住宅等 220,000円/戸 排水人口50人以上の事業所等 延床面積300㎡以上の旅館業等 330,000円/戸 (下水道受益者負担金相当額)	市街化区域 783円/m ² (661㎡上限) 市街化区域外 275,000円/戸 (下水道受益者負担金相当額) 農業集落排水事業については、 275,000円/戸のみ		
三島町	山古志村	小国町	課	題
市街化区域 700円/m ² 市街化調整区域 700円/m ² (下水道受益者負担金相当額)	なし	一律 500,000円	・長岡市、中之島町、越路町、三島町...下水道受益者負担金相当額のみ。 ・小国町...下水道受益者負担金相当額(条件により12万円あるいは18万円)に、公共污水ます設置費用を加えた額。	調整方針案 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
2 2 下水道	0 1 公共下水道管理	0 1 公共下水道管理	1 5 - 2	処理区域外の下水排除制度〔公共汚水ます〕(農業集落排水事業を含む)
長岡市	中之島町	越路町	課	題
1 公共汚水ますの設置 自己負担 2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは市が管理	なし	1 公共汚水ますの設置 自己負担 2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは町が管理		
三島町	山古志村	小国町	課	調整方針案
1 公共汚水ますの設置 公費負担 2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは町が管理 農業集落排水事業は、実施していない。	なし	1 公共汚水ますの設置 公費負担 2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは町が管理	・公共汚水ます設置について、公費負担と自己負担とで異なる。 長岡市、越路町...自己負担 三島町...公費負担 小国町...公費負担 (町民が町に納付した工事負担金から、町が公共汚水ます設置費用として業者に支払うもの。)	長岡市の制度に統一する。ただし、小国町の公費負担については、当分の間現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
2 2 下水道	0 1 公共下水道管理	0 1 公共下水道管理	1 2	水洗便所設備改造等工事資金融資制度(農業集落排水事業を含む)
長岡市	中之島町	越路町	課	題
1 融資限度額 1戸につき一般住宅 80万円 共同住宅 150万円 2 償還期間 36か月以内 3 融資利率 年2.00% 4 融資対象者 (1) 改造等工事に係る建築物の所有者又は当該建築物の所有者の同意を得た使用者。 (2) 下水道事業受益者負担金、市税及び国民健康保険料を滞納していない者。 (3) 独立の生計を営み、融資を受ける資金の償還能力を有している者。 5 融資対象工事 (1) くみ取り便所の水洗化工事 (2) し尿浄化槽の廃止工事 (3) 前記工事に付随する排水設備等工事 6 取扱金融機関 郵便局を除く市内の金融機関 7 平成15年度新規融資件数 17件(公共下水道) 4件(農業集落排水事業)	なし	なし		
三島町	山古志村	小国町	課	題
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 3月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
2 2 下水道	0 1 公共下水道管理	0 1 公共下水道管理	1 3	利子補給制度(農業集落排水事業を含む)
長岡市	中之島町	越路町		
なし	1 対象 個人 2 交付基準 供用開始公示後36月を超えない期間に融資を受けた資金 対象額 1戸につき80万円以内 算定基準 年利2%を基準 3 利子補給期間 融資を受けた日の属する月の翌月から36月以内 4 平成15年度新規対象件数 0件 5 関係法令 補助金等交付規則 排水設備等工事資金の利子補給金交付要綱 農業集落排水事業はなし。	1 対象 個人 2 交付基準 対象額 1戸につき50万円以内 算定基準 年利2%以内 3 利子補給期間 融資を受けた日の翌月から36月以内 4 平成15年度新規対象件数 0件 5 関係法令 補助金等交付規則 水洗便所改造等工事資金の利子補給金交付要綱		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
1 対象 個人 2 交付基準 対象額 1戸につき100万円以内 算定基準 年利2%を基準 3 利子補給期間 融資を受けた月の翌月から60月以内 4 平成15年度新規対象数 1件 5 関係法令 補助金等交付規則 排水設備等工事資金の利子補給金交付要綱 農業集落排水事業はなし。	なし	なし		廃止する。ただし、既利子補給者については、現行の条件のままとする。なお、廃止後は、水洗便所設備改造等工事資金融資制度で対応する。